

第202000054968号
令和2年5月28日

令和2年度介護支援専門員更新研修及び
令和2年度主任介護支援専門員更新研修 受講決定者 様

鳥取県福祉保健部

ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

令和2年度介護支援専門員更新研修及び令和2年度主任介護支援専門員
更新研修の中止ならびに介護支援専門員資格等の取扱いについて（通知）

このことについて、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、標記研修を中止することといたしました。これに伴い、介護支援専門員及び主任介護支援専門員資格について下記の通り取り扱いますのでお知らせします。

（担当：介護保険・施設担当 濱本 電話：0857-26-7175）

記

1 取扱いの内容

- (1) 令和2年度介護支援専門員更新研修の受講決定者のうち、介護支援専門員資格の有効期間満了日が令和4年3月31日までに到来する方は、令和4年3月31日まで介護支援専門員資格を喪失しない取扱いとする。
- (2) 令和2年度主任介護支援専門員更新研修の受講決定者のうち、介護支援専門員・主任介護支援専門員資格の有効期間満了日が令和4年3月31日までに到来する方は、令和4年3月31日まで介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いとする。

2 介護支援専門員証について

このたびの取扱で必要な手続きはありません。

令和3年度の研修修了後の更新申請手続きにより、本来の有効期間満了日から5年間有効な介護支援専門員証を交付します。

3 その他

他県に資格登録のある受講決定者の資格の取扱いについては、他県の介護支援専門員担当課にご確認下さい。